

## 論文の内容の要旨

氏名：霜 村 光 寿

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：金森徳次郎の憲法思想の史的研究

近代日本は戦前に大日本帝国憲法（以下「明治憲法」）、戦後に日本国憲法（以下「現憲法」）という二つの憲法を持った。現憲法は明治憲法を改正したものであり、戦前・戦後の憲法の研究を行った上で、両者の関係性を考察することは重要である。明治憲法の歴史的意味の考察は、明治維新から太平洋戦争敗戦までの日本の歴史を考える上で必須である。

本論では、金森徳次郎（1886～1959）を分析対象とする。金森は、第一次吉田茂内閣の憲法改正担当国務大臣として知られるが、戦前は岡田啓介内閣の法制局長官などを歴任、1935年の天皇機関説事件で美濃部達吉らと共に天皇機関説論者として攻撃されるなど、憲法学者としても認知され、戦前・戦後と憲法に深く関わった人物である。金森の戦前・戦後の憲法思想を検討することは、大正期から1950年代までの憲法の関係性について考える手掛かりとなる。

憲法の歴史的研究は法学分野でも行われているが、法学（憲法学）ではそもそも明治憲法に対する関心が薄い状況である。歴史学分野では近年、明治憲法と現行憲法の関係性に着目した研究がみられるようになったが（林尚之『主権不在の帝国—憲法と法外なるものをめぐる歴史学—』、2012年）、主権概念の変化という抽象論の域を出ておらず、憲法変遷を説明する余地がある。明治憲法を主とした憲法思想の史的研究は、家永三郎が初めて手がけ（『日本近代憲法思想史研究』、1967年）、同氏には現憲法までの通史的研究もあるが（『歴史のなかの憲法』、1977年）、家永は日本国憲法への「転換」を経験しており、両者を「断絶」と捉えている。これらの研究状況を踏まえ、本論は歴史学的手法により、歴史過程から憲法の変遷を研究するものであり、そのための研究対象として金森を取り上げた。

戦前・戦後とも、金森の著作の分析を基礎とした。本論前半では金森の戦前の主著『帝国憲法要綱』を、後半では戦後の『憲法随想』、『憲法遺言』を中心に分析、加えて、当時の政治状況を反映した論文や、金森の手稿も取り上げて検討し、金森の憲法思想を解明した。明治憲法運用の分析の枠組みとしては、天皇の大権（他者に侵害されずに行使しうる統治権）による「大権政治」、内閣総理大臣及び国務大臣で構成される内閣を中心とした「内閣政治」、国民の代表機関である議会（帝国議会）による政治を目指す「民本政治」の三つの論があり、三者のどれを重視するかとのバランスが学者等の思想に反映されたとする考え方があり、これを踏まえ、金森における三者の重視度合いを検討した。

戦後の憲法改正にあたり、大きく問題となったのが国体論であった。国体とは一般的に、天皇に主権が存することとされた。金森の国体論の検討は、本論の重要な部分の一つである。現憲法施行後の問題としては、戦争放棄の規定と、再軍備問題をどのように考えていたかを検討する。条文をどのように解釈するかということ、戦前における金森の憲法解釈と比して考えることで、戦前・戦後通しての金森の憲法思想を解明することにつながる。

第1章「憲法思想の形成」では、法制局入局までの金森の経歴を明らかにした。特に、東京帝国大学在学時の教授陣からの影響に注目し、これまでいわれてきた美濃部達吉らの学説の影響は少ないことを確認した。また、憲法思想を検討する前提として、金森が法をどのように考えていたのか、外国法思想との関係に着目し著作傾向を分析したところ、条文解釈主義ではないイギリス法思想の影響が見られた。

第2章「緊急勅令論—帝国議会の権限をめぐって—」では、金森の緊急勅令論を検討した。緊急勅令は、明治憲法に規定された法令形式の一つで、恒久的制度の改廃は不可ながら、議会閉会中に発することのできた、法律に代わる機能を持った勅令（天皇の命令）であり、制定後は次期議会での承諾を求める必要があった。そのため緊急勅令論は、議会重視の程度を知る指針となる。金森は議会を軽視はしないものの、天皇の立法権の協賛機関であるという考えが根底にあったため、金森を大権政治論者と位置付けた。

第3章「国務大臣の輔弼の範囲—統帥権を中心に—」では統帥権を中心に、金森が、国務大臣が輔弼すべき「国務」の範囲は天皇大権のどこまで及ぶとと考えていたかを検討した。軍を統一的意思に基づき指揮運用する権限である統帥権は、戦前の日本で陸海軍は天皇直属とされた。統帥権を国務大臣

の範囲外とする通説に対し、金森は統帥権を「国務」に含めようとしており、国務大臣の権限強化に主眼を置いていた。

第4章「国体論—天皇機関説事件を中心に—」では、金森が国体をどのように考えていたかを天皇機関説という側面から考察した。天皇機関説（以下「機関説」）とは国家法人説に基づき、天皇を一つの国家機関とする考え方である。金森は1934年7月に岡田啓介内閣の法制局長官になるが、1935年2月に天皇機関説事件（以下「機関説事件」）が起こる。機関説事件は、憲法学者の美濃部達吉が唱える機関説が国体に反するとして禁止された事件で、金森も機関説支持者であるとされ1936年1月、退官に追い込まれた。

金森は、国体とは主権者の所在を、政体とは政治形態を指すとし、明治憲法下の日本を「君主国体」で「立憲政体」の国と定義した。美濃部は「国体」を法学上の概念から排除したが、金森は国体も法学上の概念として取り入れた「国体政体二元論」を採るなど、美濃部と差異が多かった。機関説事件当時の未発表手稿を検討した結果、金森は自説における国体論を変えたように偽装し、機関説排撃論者による攻撃をかわそうとしたが、根本的には自説を変えず、機関説を支持していたことが判明した。

憲法論として、大権政治論と内閣権限の強化は、一見すると相反するようにみえる。しかし、金森の大権政治論は「建前」であり、内閣権限の強化を目指すのは、天皇を無答責とする目的があったためであることが、本論前半における検討から明らかとなった。

第5章「昭和10年代における憲法論」では、法制局長官退官後から敗戦までの金森の憲法論を検討し、退官以前と同じ考え方に沿って緊急勅令論や国務大臣論を展開していたことを明らかにした。

第6章「日本国憲法の制定—第90帝国議会での審議—」では、主に1946年の第90回帝国議会での審議における第一次吉田茂内閣の憲法改正担当国務大臣であった時期の金森の憲法思想を、その答弁から検討した。また、敗戦直後から第90回帝国議会までの金森の憲法思想を当時の金森の著書等を用いて考察し、憲法改正は必要だが急がず慎重にすべきという考えを示していたことを明らかにした。帝国議会での審議で、保守派には国体不変を説き、革新派には「国体」（金森のいう政体）は変わったと説明するが、これは戦前にとっていた「国体政体二元論」が基礎にあった。そして、金森の活躍は、改正手続による新憲法制定に正当性を与え、保守派の反対論を抑制する効果をもたらした。

第7章「日本国憲法施行後の憲法思想」では、1947年の日本国憲法施行から金森の晩年まで、主に天皇制、戦争放棄の規定、憲法改正問題に関する金森の憲法思想を考察した。独立回復後、金森は再軍備には現行憲法第9条の改正が必要との認識を示すなど変化がみられたが、これは金森の、条文を忠実に解釈する立場が貫かれていたのであった。

以上を総合すると、戦前の金森は大権政治論者であり、内閣権限の強化を目指し、天皇機関説を支持していた。金森の考え方の基礎には、天皇を無答責とする目的があった。ここから、戦前の金森の憲法思想は、現行憲法の制定に必要な論理であったことがわかる。保守勢力に「国体不変」を説くには、国体政体二元論である必要があった。金森の憲法論における各論は、他にも唱える憲法学者はいたが、憲法学者は法を解釈する立場であるのに対し、金森は法を制定しどのように運用するかを考える法制官僚であったことが重要な意味を持った。また、「法学＝解釈学」であったドイツ法主流の戦前において、金森の思想の源流が、条文解釈主義ではないイギリス法にあったという第1章での検討も踏まえると、金森が現行憲法制定という法の転換期に必要とされた背景がより一層理解できる。

加えて、金森の憲法思想を検証することで、戦前・戦後の憲法の連続面についての新知見が得られる。金森が戦前に考えていた憲法思想は、天皇を無答責とし、行政権を確立することにあつた。これまでの研究から、明治憲法は、それを立案した伊藤博文が内閣の権限を弱めることを意図したのに対し、美濃部が解釈改憲で内閣や議会の権限を強めようとしたが、機関説の排撃で実質的な解釈改憲となり、戦時期も改正されず、多様に解釈される法であったとされる。この明治憲法を、金森は解釈改憲せずに内閣などの行政権限の強化するよう目指した。戦後、現憲法は議院内閣制が条文に明確に規定され、天皇は「象徴」となった。主権者は天皇から国民へと変わったが、金森からすれば、政治的権能を持たない天皇を、憲法の条文として確立することに成功したのである。また、議院内閣制そのものを金森が意図したわけではなかったが、明治憲法と比して現憲法は行政権限も強化されている。このように、金森を通して憲法をみることで、明治憲法下で思想としては可能でありながら実現できなかった象徴天皇制と、行政権限を強化した政治体制が、現憲法で実現したという連続面を浮かび上がらせることができるのである。